

2016年も残り1か月を切りました。体調にお気を付けお過ごし下さい。

7日 大雪, 21日 冬至, 23日 天皇誕生日,
25日 クリスマス, 31日 大晦日

年末年始休業は 12/29(木)~1/4(水)

1. December ご案内 改正情報



① <賞与支払届>

賞与の時期となり、支給後5日以内に「賞与支払届」を出します。各事業所様に支払届の書類が届いています。予定月が年金機構に登録されており、予定月に支給しない場合でも「不支給」として書類を提出しなければなりません。保険料計算では、月々の給与と同じ料率です(※月々は標準報酬月額による料額表からですが、下記の(2)によりその額に料率を乗じます)

- (1) 賞与の保険料計算の対象支給額の上限・・・健康保険は年度(4月1日~翌年3月31日)の累計額で573万円が上限 厚生年金保険は月間150万円
- (2) 賞与の額の1,000円未満の端数は切り捨てて計算
- (3) 本人からは、健康保険 49.85/1000 (愛知県)、介護保険 7.9/1000、厚生年金保険 90.91/1000 注※健康保険料率は愛知県の場合
- (4) 雇用保険も月々給与と同様 4/1000 (建設の事業は5/1000)
- (5) 賞与支給後に月末日以外の退職者は要注意です。今月が被保険者ではなかったこととなり、保険料徴収が不要となります。

②<雇用保険適用拡大(H29.1~)> 10月号でもご案内致しましたが、これまで雇用保険の被保険者として除外されていた65歳以降に新たに雇用される者を、雇用保険の被保険者とすることになっています。そして法施行日前の今月末までに65歳以上で雇用された労働者は、平成29年1月1日以降も継続して雇用されている場合には、雇用保険の適用要件を満たしている場合雇用保険の適用対象となります。そのため、ハローワークに資格取得届を提出しなければなりません。可能性のある人には事前に案内し手続き準備をしてください。資格取得届については、通常、被保険者となった日の属する翌月10日までに提出が必要ですが、上記の場合には、平成29年3月31日までに届出することで特例が設けられています。※保険料の徴収は、平成31年度(32年3月)までは免除となります。

☆ 現在の保険料率 ※(労使折半料率) 健康保険 49.85(愛知)/1000、介護保険 7.9/1000
厚生年金保険 90.91/1000 雇用保険 4/1000 (建設業5/1000)

2. 名言名句

「物事はまっすぐ見るものです。せやないと、これから起こることすべてが曲がってしまいます」

現在放送中のNHK朝ドラ「べっぴんさん」10/31放送から、靴屋の主人あさや氏が、主人公の友人明美に言った言葉

沖縄石垣島の川平湾



3. 法改正等ワンポイント

「定年後再雇用者の賃金減額」をめぐる裁判で
会社側が逆転勝訴!

<東京地裁から東京高裁へ>

今年5月、東京地裁において、定年後に1年ごとの契約で嘱託社員として再雇用された3人の労働者（トラックドライバー）の職務内容が定年前と変わらないにもかかわらず、会社（長澤運輸）が賃金を約3割引き下げたこと（正社員との賃金格差）は労働契約法第20条の趣旨に反しており違法との判決がありました。

賃金格差について同条（期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止）の違反を認められた判決は過去に例がなく、「通常の労働者と定年後再雇用された労働者との不合理な格差是正に大きな影響を与える画期的な判決である」との評価もあり、人事労務担当者にとっては大きなインパクトのある判決として受け止められました。その後、会社側が控訴していましたが、11月2日にその判決が東京高裁でありました。

控訴審判決において、裁判長は「企業が再雇用で仕事内容を変えず、賃下げするのは公知の事実。企業には定年後の雇用確保措置が義務付けられた。人件費の無制限な増大を避け、若年層を含めた労働者全体の安定雇用を実現する必要があることを考慮すると、減額には一定の合理性がある」と指摘し、「年収は定年前の約2割減で、同規模企業の引き下げ幅よりかなり小さい。会社が本業の運輸業で赤字だと推認できる事情もあり、減額が不合理とは言えない」と判断し、引下げは違法だとして差額の支払い等を命じた東京地裁判決を取り消し、労働者側の訴えを棄却しました。労働者側の弁護士は、「減額が一般的であるとしても通常は職務内容や責任が変わっており、社会的に容認とする根拠は何もない」として、上告する方針を示しています。今回の判決からわかることは、賃下げがすべてOKということではなく、**本人・会社の状況や同業他社との比較も判断材料になる**という事です。

＜賃金の設定には慎重な判断が必要＞

最高裁まで進む可能性があるため、司法における最終的な判断がどのように確定するのは不明ですが、「控訴審の判断が妥当」と見る向きが多いようです。しかし、この事件が定年後再雇用者の処遇についてのこれまでの常識（当然のように賃金の引下げを行うこと）について一石を投じたことには間違いはなく、今後、会社としては「定年後再雇用者の処遇」については慎重な判断が求められると言えるでしょう。

4. 統計・情報

① 政府・与党は、所得税の配偶者控除の見直しについて、**年収103万円以下から年収150万円以下に拡大する方向で最終調整に入った。2018年1月にも実施する方針**。今後は、世帯主の年収にどのような年収制限を設けるかが焦点となる。



② 確定拠出年金の預かり資産で、運用されずに放置されているものが約57万人分、1,400億円超にのぼることがわかった。確定拠出年金（DC）は、加入者がDCを設けていない会社へ転職したり、自営業に変わったりした場合、個人型DCへの切り替えや一時金受け取りなどの手続きを6カ月以内にとる必要がある。加入者が必要な手続きを取らなければ、資産は国民年金基金連合会に移されて「塩漬け」になり、運用されないの利息がつかないうえ、資産移管時に約4,000円、その後年間約600円の手数料を差し引かれて目減りしていく。（11月24日）

③ **年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する改正年金機能強化法が成立した**。施行は来年8月。厚生労働省によると、来年9月分から新たに約64万人が年金を受け取れるようになるという。日本年金機構は来年3月以降、対象者に年金請求書を送付するなどして手続きを促す。（11月16日）

HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

今年も1か月を切りました。いろいろなことがあった2016年、人それぞれに違う2016年。アメリカ大統領にトランプ氏が当選には驚きでした。日米関係はもとより世界との関係は？どうなってゆくのでしょうか。

リオのオリンピックでの「女子レスリング」は、やはりすごかった。しかし、名古屋にとつてスポーツ界は暗かった。**ドラゴンズの最下位、グランパスのJ2への降格**など。経済も盛り下がるといえるものです。あの一時強かったドラゴンズはどこへ行った？観たい選手がいないなど淋しいところです。来年は優勝を求めません！是非とも内容の濃い、ホームランが出る面白いゲームを期待します。ヒーローも出てきて欲しい！

先月末に20年以上ぶり？にカゼを引いて体調をくずしました。健康の有難みを感じたところです、皆様もこれからの時期体調にお気をつけてお過ごしください。



2017

Reliability 2017